

農家の皆さまへ

## 令和7年産米のモニタリング検査に伴う 出荷・販売等の自粛のお願い

令和7年産米のモニタリング検査は、全量全袋検査の対象地域(※1)を除く 稲の作付のある市町村を対象に実施します。



## 全量全袋検査

(※1)全量全袋検査対象地域 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾 村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村))

注)南相馬市は令和7年産米からモニタリング(抽出)検査に移行します。

モニタリング検査の対象地域で稲を作付している農家の皆さまは、旧市町村又は市町村単位(※2)のモニタリング検査の結果が出るまで、**令和7年産米の出荷・販売・無償譲渡の自粛をお願いします。** 

(※2)令和7年産米の緊急時モニタリング検査の検査頻度について 全量全袋検査からの移行年次にあわせて、以下の検査頻度により検査を実施します。

移行年次	検査頻度	該当市町村(移行年次)
1~3年目	旧市町村単位3点	田村町(3)、楢葉町(2)、南相馬市(1)
4年目	旧市町村単位1点※3	川内村、広野町
5年目	市町村単位3点	
6年目移行	市町村単位1点	移行年次1~4年目以外の市町村

(※3) 水稲の作付のある旧市町村数が2以下の市町村は、旧市町村1点以上かつ市町村3点の検査を行う

モニタリング検査は、過去の検査結果等のリスク評価を踏まえながら、地域の偏りがないよう計画的に実施してまいります。

検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村又は市町村単位で出荷・販売等の自粛が解除されます。自粛の解除の状況は、福島県水田畑作課のホームページ(以下)で確認できます。

水田畑作課HP(URL)	QRコード
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r7.html	